

【おもて面】

郵便番号  
住所

宛名 様

お問い合わせ番号

このお知らせは、支給完了後も不足額給付の際に必要な  
なる場合がありますので、大切に保管してください。

令和6年7月31日

小山市長

QR

◀ カタログポケット  
Scan the code and check the information in your language.

## 小山市定額減税調整給付金支給確認書について

調整給付金とは、令和6年度に実施される所得税及び住民税の定額減税の対象で、定額減税額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人市民税・県民税所得割額を上回る(定額減税しきれない)方に対し、減税しきれない額の合計を1万円単位に切り上げた額を支給するものです。

令和6年の推計所得税及び令和6年度の住民税所得割の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、調整給付金支給額をお知らせします。  
内容を確認して、右記の2種類の方法のいずれかを選択して手続きをしてください。

**申請期限: 令和6年10月31日(木) ※当日消印有効**

※上記の期限までに申請がない場合は、小山市は調整給付金の受給を辞退したとみなします

### 調整給付金の支給額及び算出式

<b>所得税</b>			
定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)	
円 -	円 =	円 (<0の場合は0)	
<b>住民税所得割</b>			
定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)	
円 -	円 =	円 (<0の場合は0)	
<b>調整給付金</b>			
所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)	調整給付金支給額 (③を1万円単位に切上げ)
円 +	円 =	円	万円

・「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。  
 ・「令和6年度分住民税所得割額」欄の数値は、事務処理基準日(令和6年6月10日)時点の額を記載しており、「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、令和5年所得等を基にした推計額を記載しています。  
 ・事務処理基準日以降に生じた住民税所得割額の変更等は、今回の調整給付金の支給金額には反映しません。  
 ・上記の住民税所得割額の変更等により、または令和6年分所得税額の判断時点で支給金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加支給予定です。

お問い合わせは...

※調整給付金の支給日は、支給決定通知でお知らせします

小山市定額減税調整給付金コールセンター  
☎ 0285-22-9427

【問合せ時間】  
平日 8:30~17:15  
※土曜・祝日を除く

申請された方の手続き  
状況確認はこちらから▶

進捗  
QR

【おもて面】

<申請期限> 令和6年10月31日(木) ※当日消印有効

つぎの①または②のいずれかの方法により申請してください

① オンライン申請  
右のQRコードからサイトに  
アクセスして申請してください。

web  
QR

※①の方法で申請する方は本書は提出不要です  
※支給完了まで1ヶ月程度のお時間がかかります

② 確認書の提出による申請  
キリトリ線で確認書を切り離し、下記(1)~(4)の  
必要事項を記入の上、(5)必要書類を同封して、  
返付用封筒にてご返送ください。

※②の方法で申請する方は(1)~(4)を記入ください  
※支給完了まで1ヶ月程度のお時間がかかります

《提出先》  
(あて先)小山市長

## 小山市定額減税調整給付金支給確認書

### (1) 支給対象者

お問い合わせ番号	赤枠線内にボールペンで記入してください。		
住所			
現住所	同上		
氏名		生年月日	

### (2) 調整給付金の振込先口座の指定 (支給対象者本人名義の口座に限ります)

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)		支店名	
銀行・農協 信金・信庫		本店・営業部 支店・出張所	
支店コード	分類	口座番号(右記の欄にお書きください)	(フリガナ) 口座名義
	普通・当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に御記入ください)	通帳番号 (右記の欄にお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳「見開き左上または キャッシュカードに記載された 記号・番号をご記入してください。	1	0	

### (3) 調整給付金の支給内容の確認について

支給額	万円
-----	----

内容を確認し、下記同意事項に同意した上で、受給を希望する場合は、必ずお封筒内の署名欄を記入して返送してください。

同意事項

- ・給付金を受給した後に受給資料がないことが判明した場合、返還します。
- ・小山市が定める期限までに、申請がない場合や書類不備の修正が行われない場合、本給付金を辞退したものとします。
- ・意図的に虚偽の確認をした場合、返還します。
- ・不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

署名欄

上記記載内容に異議ありません。  
本確認書に記載の口座へ振り込んでくださ  
い。

確認日(記入F) 令和 年 月 日

受給者氏名

電話番号

※各申請方法の詳細は、同封の「定額減税調整給付金のご案内」をご覧ください

#### (4)代理確認(代理受給)する場合

※申請者に代わり、代理人として確認書を提出することができるのは、法定代理人に限られます。  
 (法定代理人…親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐)及び代理権付与の審判がなされた補助人、代理人が確認書を提出する場合は、必ず面での(1)~(3)の内容をご確認のうえ、以下委任状に記入してください。

代理人住所 (〒 - )	記入日 令和 6 年 月 日
フリガナ	代理人電話番号
代理人氏名	ご関係

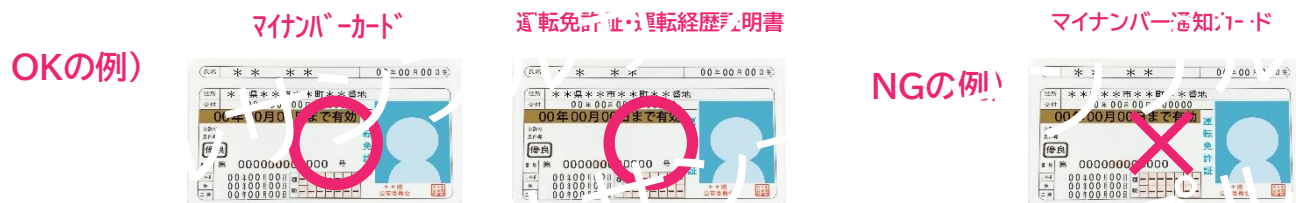
代理人の本人確認書類と代理関係のわかる書類のコピーが必要です。

#### (5)添付書類

##### ① 本人確認書類

受給希望者の本人確認書類(写し)を同封してください。  
 ※給付金の受給を希望する方・辞退する方のいずれの場合も、本人確認書類の同封が必要です。  
 ※代理人が受給する場合は、本人と代理人の本人確認書類(写し)を同封してください。

- マイナンバーカード(表面のみ)
- 運転免許証、運転経歴証明書
- 身体障がい者手帳、療育手帳等
- 登記事項証明書(成年後見人の場合)
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- 健康保険証(記号番号及び保険者番号を隠したもの)
- 介護保険被保険者証(記号番号及び保険者番号を隠したもの)
- 在留カード



\* 氏名、生年月日、現住所がわかるように複写してください。  
 \* マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類とは認められませんのでご注意ください。

↑ 例の画像をマイナンバー・免許・通知カードに変更

##### ② 振込先口座がわかる書類 (いずれか一つで可)

受給希望者の本人名義の口座が確認できる書類(写し)を同封してください。  
 ※通帳とキャッシュカードで口座番号が異なる場合がありますので、インターネットバンキングの口座以外の 場合には、必ず通帳の写しを添付してください

- 金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が記載されている部分の通帳の写し(コピー)
- インターネットバンキングの画面の写し(コピー)



← 例の画像を通帳・ネットバンキング画面に変更

必要書類



《封出用》  
 (宛て先)小山市長 小山市定額減税調整給付金支給確認書

赤枠線内にボールペンで記入してください。

##### ① 支給対象者

お問い合わせ番号	01234567		
住所	小山市中央町1-1-1		
現住所	同上		
氏名	小山 太郎	生年月日	昭和43年1月1日

##### ② 調整給付金の振込先口座の指定 (支給対象者本人名義の口座に限ります)

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)				支店名			
小山 銀行 農協 信金・金庫				小山 本店・営業部 支店・出張所			
支店コード	分類	口座番号(右詰めでお書きください)				(フリガナ) 口座名義	
1 2 3	普通 当座	1 2 3 4 5 6 7	オヤマ 太郎		小山 太郎		
ゆうちょ銀行	通記番号	通帳番号		(フリガナ) 口座名義			
1 0	※	※		※			

##### ③ 調整給付金の支給内容の確認について

支給額 3 万円

※算出式については「調整給付金支給確認書について」に記載のとおりです。  
 ・「令和6年度分住民税所得割額」欄の数値は、事務処理基準日(令和6年6月3日)時点の額を記載しており、「令和6年分計所得割額」欄の数値は、令和5年所得等に基づいた推計額を記載しています。  
 ・事務処理基準日以後に生じた住民税所得割額の変更等は、今回の調査給付金の支給金額には反映しません。  
 ・上記の住民税所得割額の変更等により、また令和6年分所得税額の判明時点で支給金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加支給予定です。

支給日は、支給完了後に支給完了通知でお知らせします。

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めず、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります

氏名の署名	確認日(記入日)	電話番号
小山 太郎	令和6年 8 月 1 日	090-1234-5678